

## 令和6年度（2024年度）社会福祉施設整備費補助金交付要綱（児童福祉施設等）

### 1 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく社会福祉施設等の整備を行うことで、社会福祉施設入所者等の福祉向上を図るため、関係法令により社会福祉法人（本年度中に設立認可がなされるものを含む。）、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）及び市町村が行う社会福祉施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### 2 補助事業及び補助事業者

補助事業は別表1の2欄に、補助事業者は同表の3欄にそれぞれ掲げるものとする。

### 3 補助対象経費

この補助金の補助対象経費は、別表1の2欄に掲げる施設の整備に要する本体工事費、解体撤去工事費、仮施設整備工事費、スプリンクラー設備工事費、特殊附帯工事費、設計料加算及び環境改善加算とする。ただし、次に掲げる経費については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費
- (3) 職員の宿舎に要する経費
- (4) 児童厚生施設等整備事業のうち、別表1の2欄に規定する放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する経費
- (5) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する経費
- (6) その他整備費として適当と認められない経費

### 4 補助金交付額の算定方法

- (1) 児童厚生施設等整備事業に係る補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - ア 市町村が施設整備を行う場合（児童厚生施設）
    - (ア) 別表1の2欄に定める補助事業の施設ごとに別表2の3欄により算出した補助基準額の合計額を算出する。
    - (イ) (ア)により算出した補助事業の施設ごとに、別表2の4欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
    - (ウ) (ア)により算出された額と、(イ)により選定された額とを比較して、いずれか少ない方の額に、別表1の4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
  - イ 市町村が施設整備を行う場合（放課後児童クラブ又は病児保育施設）

別表2の2欄の種目ごとに、3欄に定める補助基準額と4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と2欄の区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表1の4欄に定める

補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ウ 市町村が市町村以外の者が行う施設の整備に対して補助を行う場合

ア又はイに定める方法と同様の方法による。ただし、その整備の費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額は控除しないものとする。

(2) 児童福祉施設等整備事業に係る補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ア 別表3の2欄により算出した補助基準額の合計額を算出する。

イ アにより算出した補助事業の施設ごとに、別表3の3欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額と、イにより選定した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、別表1の4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 別表4に掲げる大規模修繕等及び別表5に掲げる防犯対策強化整備に係る補助金の交付額にあつては、(1)及び(2)の算定方法によらず、公的機関（道又は市町村の建築課等）の見積り（スプリンクラー設置工事の場合は、別表2及び3に定める補助基準額により算出した額）と民間工事請負業者2社（公的機関の見積りを徴取できない場合は、民間工事請負業者3社以上）の見積りを比較して、いずれかで最も低い方の額に別表1の4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 特別の事情により(1)から(3)までの規定によることができない場合は、知事が必要と認めた額とする。

(5) 前年度からの継続事業に係る補助金交付決定額は、令和5年度（2023年度）社会福祉施設整備費補助金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が必要と認めた額とする。

## 5 補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下、保福様式について同じ。））に告示に定める書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出しなければならない。

## 6 交付の条件

総合振興局長等は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 当該変更の伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。（建物の規模又は構造の変更、建物の用途の変更及び入所定員又は利用定員の変更を除く。）

イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価30万円未満（児童厚生施設等整備事業にあつては単価50万円未満）の機械及び器具を除く。）を総合振興局長等の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄しては

ならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(令和5年子ども家庭庁告示第9号)に規定する処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- (3) 補助事業者が総合振興局長等の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、総合振興局長等は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を道に納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記第1号様式(児童厚生施設等整備事業にあっては別記第2号様式)によりその金額を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年の6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が市町村の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第3号様式による調書を作成し、これらを補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

イ 補助事業者が社会福祉法人等の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

- (7) 補助事業者は間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとする。

なお、この場合において「総合振興局長等」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

- (8) 補助事業者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業者が社会福祉法人等の場合にあつては、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

- (10) 補助事業者が社会福祉法人等の場合にあつては、事業を行うために締結する契約手続については、北海道が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならない。
- (11) 補助事業者が社会福祉法人等の場合にあつては、この交付要綱に基づく整備費補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金分配金、公益財団法人 J K A 又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

#### 7 交付の決定の取消し

総合振興局長等は、規則に規定するもののほか、補助事業者が社会福祉法人の場合において、当該補助金の交付を決定する年度中に法人設立認可がなされなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

また、補助事業者が関係法令による指定を受けて運営する社会福祉施設について、施設の設定・運営等に係る指定基準違反に対する措置として、勧告に係る措置をとるべきことについての命令、運営事業者としての指定の取消し又は期間を定めての指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を受けることとなったときも補助金の交付を取り消すものとする。

#### 8 状況報告

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別記第4号様式により工事に着工した日から5日以内に、また、工事の進捗状況については、別記第5号様式の報告書により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに総合振興局長等に報告しなければならない。

#### 9 補助金の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に、告示に定める書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月5日までに、告示に定める書類を総合振興局長等に提出しなければならない。